

近代ハルハ・モンゴル鉱山開発に関する資料

: *Report on the Mongolor Gold Concessions in the
Tushetu Khan and Tsetsen Khan Aimaks, Outer Mongolia*

広川佐保

I モンゴルの鉱山開発

モンゴル国では、近年、鉱山開発が盛んであり、外国資本の進出が相次いでいる¹。こうした動きは、20世紀初頭にも盛んであり、たとえばロシアは19世紀末に中国における鉱山開発権を取得した後、1895年9月、中東鉄道敷設に伴い、中国東北における鉱山開発を本格化させた。1901年以降、ロシアは満洲里からほど近い場所のジャライノール炭鉱（現：内モンゴル自治区フルンボイル市）の経営にも着手している²。

一方、ハルハ・モンゴルでは、中国海関（税関）勤務のフォン・グロット（Baron Victor von Grot）が1896年にトシェート・ハン、セツェン・ハン両盟のユルー河流域において採掘権を得た。その後1900年になると、ロシア・フランス・ベルギー資本によりモンゴロル社が設立された。モンゴロル社の正式名称は、モンゴル・トシェート・ハン、ツェツェン・ハン両盟モンゴル鉱山合資会社であるが、モンゴル語ではモンゴロル社（Монголор）、もしくはモンゴロル協会（Монголор нийгэмлэг）とも称された。本稿で取り上げる、*Report on the Mongolor Gold Concessions in the Tushetu Khan and Tsetsen Khan Aimaks, Outer Mongolia* は、1920年にモンゴロル社から業務を継承した北京蒙古金鑛公司（The Peking-Mongolor Mining Company）により刊行された調査報告書である³。同書は、1920年9、10月にミルズとマニングの二人の鉱山技師が、ハルハ・モンゴルのユルー河周辺の鉱山を調査した記録に基づいている。なお、ミルズはアメリカ資本の Messrs. Mills and Manning 社代表でもあった。

Mei-hua Lan によれば、清末、モンゴル側は、モンゴロル社による金鉱山開発に反対していたものの、1903年9月にフォン・グロットが、ウリヤスタイ將軍連順の要請を受け無許可のまま鉱山開発を開始したという。その後、清朝はフォン・グロットに25年間の金鉱山の開発を許可したが、このさいロシア側がすべての資本と管理経営を担うこととなる。清朝側は鉱山への課税以外、権限を持たなかったとされる⁴。

一方、20世紀初頭から日本はモンゴルの資源に注目しており、早くも1900年代には内モンゴル東部に位置するハラチン右旗において鉱山調査を行っていた⁵。同じ頃に日本は、ハルハ・モンゴルの鉱山にも注目し、日本の外交史料には、在清国日本公使館「露商庫倫金鑛採掘始末」

広川「近代ハルハ・モンゴル鉱山開発に関する資料」

(1906年1月) という史料も残されている⁶。その内容の一部は下記の通りであった。

庫倫ノ東南約三百清里ニ樹濶爾札薩ト称スル砂地アリテ砂金ヲ産出ス露商「グロット」ハ此砂金ニ垂涎シ採取セント欲シタルモ當初蒙古人ガ極力阻撓シテ之ヲ許サザリシニヨリ露商ハ百計運動シ該砂金採取権利ヲ清国政府ヨリ獲得シ以テ露国勢力範囲の拡張ニ努メタレモ蒙古人尚堅持シテ之ヲ允許セザリキ是ニ於テ光緒二十六年二月該商「グロット」ハ清露合同該金採取ノ説ヲ倡議シ庫倫辦事大臣連順ニ上申シ〔中略ー引用者注〕連順初メテ清露合同該金採取ノ件ヲ奏上スルヤ當時政府ハ尚書昆岡ヲ庫倫ニ派遣シテ該金採取ノ情形ヲ調査セシメ露商「グロット」ト合同假契約ヲ締結セシメタルニ〔後略〕

外交史料に依れば、フォン・グロットは「庫倫清商」の負債を抱え、アメリカに逃亡するものの、1905年再びフレーに戻り業務を開始したという。

モンゴルの研究者は、1911年に誕生したボグド・ハーン政権の利権回収運動の一環として鉱山開発に注目している。たとえば、ロンジドの研究は、豊富な文書史料をもとに、1911年以降のモンゴル社の活動を詳細に論じており、おおいに参考になる⁷。1911年にボグド・ハーン政権が成立すると、フォン・グロットはモンゴル社の経営から退き、モンゴルから去った。1912年5月(共戴2年4月)、ボグド・ハーン政権の内務、外務、財務省は、ロシア領事と協議のうえ、モンゴル金鉱山の協定書を更新し、「モンゴル社金採掘22カ条」を結んだ⁸。この22カ条により、モンゴル社は、1921年4月まで、トシェート・ハン盟を流れるユルー河付近六カ所の旧採掘場、およびトシェート・ハン、セツェン・ハン両盟周辺において採掘を許可された(第1条)。両盟の旗の土地で金を調査するさいは内務省へ届け出る必要があり、該旗官員立ち会いのもと調査のうえ、放牧や祭祀に差し障りがなければ、証明書等(一年間)が交付された。なお清代に15%であった鉱山税(tatbar)は、16.5%と定められ、モンゴル社から国庫へ毎月納付しなければならなかった(第4条)。これ以外に22カ条には、各鉱区における官吏、書記の配置とその給与、労働者に対する証明書発行も取り決めている。22カ条の締結後、ボグド・ハーン政権の国庫収入は増加し、鉱山開発はいつそう活発化したという⁹。またおなじころボグド・ハーン政権は「農地開墾、鉱山採掘、家畜放牧地に課税する規則」を設け、国庫のさらなる増収を試みていた¹⁰。その後、1915年7月、モンゴル社は、1931年4月までを期限とした、付加的権利を得ている。

その後、ロシア革命が起こり、1919年にハルハ・モンゴルの自治が取り消されると、ロシア人に代わって、アメリカ、およびイギリス資本がモンゴルの金鉱開発に注目することとなる。1920年6月19日、ウルガ[イフ・フレー、現ウランバートル]において、モンゴル社は、アメリカ資本のモンゴル貿易会社(Mongolian Trading Company、1916年張家口において設立)、およびエドウィン W.ミルズとで予備的合意をおこない、同年9月より60年間、すべての鉱山

の権利と利益を賃借するとした。なお、前述したように、同年9、10月にミルズはモンゴロル社の金鉱調査を行い、同書を作成している。12月、ミルズ、およびモンゴル貿易会社は、北京の米国公使館において、金鉱山と区域内に於ける、すべての権利、そして名義と利益を、北京蒙古金礦会社に譲渡した。そのさい、北京蒙古金礦会社は、モンゴロル社に金生産の5%を支払うことが取り決められた。しかしながら1921年初めにウンゲルンがフレーに侵攻すると、現地の外国商人は迫害を受け、モンゴロル社もまた操業停止を余儀なくされた¹¹。

II 資料について

同書は、英語部分（19頁）と漢語部分（28頁）、および写真、地図から構成される。内容は若干異なるものの、漢語部分は英語部分から翻訳したものであり、目次は下記から構成される。以下では、同書の要点を紹介することにした。

沿革
接近の可能性
金の産出額
経營業績
沖積土壌の解説
将来的価値の証拠
作業方法と経費
金、水晶堆積物
現地の状況
結論
地図・写真

まず「沿革」において、モンゴロル社が清末から1910年代までに得た権利が示される。そのなかで「北京蒙古金礦会社の権利獲得」、および「鉱山使用料と課税」と題して、1920年にモンゴロル社が北京蒙古金礦会社へ権利を委譲した過程が記されるが、これらは前述の通りである。

なお同書が作成された時点で、北京蒙古金礦会社は、①中国政府に対する鉱山使用料として、鉱山と採掘場における全金生産の16.5%、②「蒙古礦務会社 [モンゴロル社]」に対して、鉱山と採掘場における全金生産の5%を支払うことになっていた。ただしこれらの額は、当時の朝鮮や中国の鉱山税の相場からすれば高額であるため、モンゴルの自治取り消しによって、減額される可能性があると同書は述べている。

「中国政府によるモンゴロル社の権利承認」という項目では、1919年11月にボグド・ハー

広川「近代ハルハ・モンゴル鉱山開発に関する資料」

ン政府が自治権を喪失したものの、モンゴロル社は、1920年3月まで毎月、「モンゴル財政庁」に鉱山使用料を支払い続けた。それ以降、モンゴロル社は鉱山使用料をウルガ（フレー）の中国政府当局に支払うことで公的文書の発給を受け、権利を承認されていると述べる。

「接近の可能性」では、現地への交通手段にかんして、第一のルートとしてシベリア横断鉄道を利用した場合、ロンドン、ペトログラード、ウラジオストクからヴェルフネ・ディンスク駅経由でキャフタへ向かい、そこから車でウルガへ向かう道程が示される。第二は北京から張家口・ウルガ経由で向かうルートであり、そのさいまず北京綏遠鉄道で張家口までむかい、そこからウルガまで車を利用し、到着まで3-4日を要した。なお、ウルガからゾーン・モド、すなわちモンゴロル社の金鑛へ最も近い町までは約75マイル（約120.7km）であり、車で6-8時間を要すると記されている。これに加え将来的な鉄路、空路についても言及がなされている。

続いて同書には、1901年2月から1919年までのモンゴロル社の「モンゴロル社の金産出額」（表1）、およびモンゴロル社の「貸借対照表」（表2）が示される。1920年に同社の事務所が火災にあったことから、資料は完全ではないという。

モンゴロル社の管轄のもと、1901年-1919年の間、操業していた鉱区は20カ所にのぼる¹²。表1、およびこれをグラフ化した図1は、これら20鉱区の金の産出額と価格を示すが、その総額は、319,347.687oz（oz[トロイオンス]=31.1035g、約9,932.83kg）であり、その価格は5,770,333米ドルに達した¹³。表1からもわかるように、鉱山の最盛期は1910年であり、その金産出額は63,469.010ozであったが、金産出量は年々低下し、1919年には3,071.420ozにまで落ち込んだ。

表1 モンゴロルにおける金生産高（1901-1919）

	1901-1902	1902-1903	1903-1904	1904-1905	1905-1906	1906-1907	1907-1908	1908-1909	1910
金生産量 (oz)	1,090.470	4,842.630	3,434.225	4,632.110	6,406.974	9,944.045	10,351.963	37,810.430	63,469.010
USドル換算	19,628	87,167	61,816	83,378	115,326	178,992	186,335	680,588	1,142,442

1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	総計
63,380.505	47,026.091	23,554.107	11,026.411	9,878.924	9,956.517	6,408.155	3,063.710	3,071.420	319,347.687
1,140,849	846,470	423,974	198,475	181,269	186,469	120,847	57,512	58,796	5,770,333

同書付表を元に筆者作成。上記の数値は、鉱山税を控除した額である。

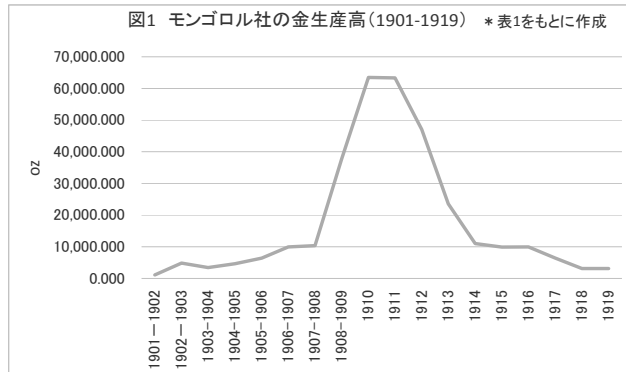


表2は、モンゴル社の貸借対照表の各項目を表にしたものである。同書によれば、1910年における借地人 (tenants)、および歩合給労働者 (tributors) からの金買い取り価格は1,455,429ルーブルであり、これらは2,187,658ルーブルで売却され、合計732,129ルーブルの利益が得られた。これにモンゴル政府の鉱山税16.5%が賦課されるため、純利益は473,877ルーブルとなった(表2の貸方の「利益」は、この純利益を示している)。なお当時の会社資本金は1,800,000ルーブルであり、資本金利益率は約26.3%となった。

1911年の金買い取り価格は、1,383,030ルーブルであり、2,164,675ルーブルで売却された。モンゴル政府へ鉱山税を支払った後の純利益は、338,431ルーブルとなった。

表2 貸借対照表
借方

	1910年	1911年	1916年
買入れ金 (借借人・労働者)	1,455,529	1,383,030	92,976
採掘費用	190,102	256,375	348,610
重役会費用	6,648	13,881	31,302
借款利息	7,810	5,625	
鉱山税 (モンゴル政府)	355,858	346,416	
監査費用	1,500	2,500	2,500
資産と商品の消耗	10,058	3,812	4,059
不良貸し付け	308	2,707	5,009
利益	473,878	338,431	35,485
合計	2,501,692	2,352,777	519,940

貸方

	1910年	1911年	1916年
金売却	2,187,658	2,164,676	458,642
手数料 (借借人・労働者)	45,992	50,214	21,166
商店からの収益	67,997	59,453	32,783
会社賃借料収入	198,072	67,632	
雑項収入	1,973	10,803	3,354
銀行預金利息			3,996
合計	2,501,692	2,352,777	519,940

単位＝ルーブル

8頁をもとに作成。空欄は本文のママである。

1916年は、金売却により365,665ルーブルの利益を得たが、年間の純利益は、35,484ルーブルに不足であった。これは会社資本金3,000,000ルーブルのうち、1.18%の割合である(なお資本金は1912年に3,000,000ルーブルに増加している)。1916年に採掘費用が高騰したが、それはルーブルの暴落と(労働者の)生計費の増加によるものと報告されている。また同書では、第一次大戦の影響を受けてロシア国内の政治情勢が不安定になり、熟練労働者が欠乏したため、純利益が減少したと記されている。

広川「近代ハルハ・モンゴル鉱山開発に関する資料」

表2によれば、モンゴロル社がモンゴル政府へ納めた「鉱山使用税」は、1910年が355,857.00ルーブル、1911年が346,415.95ルーブルである。モンゴルの国家予算の収入が1913-1914年では2,708,729ルーブル、1914-1915年では1,578,400ルーブルであったことを考えると¹⁴、モンゴル政府にとって、鉱山税収入がいかに重要であったかが理解できるだろう。

以上を踏まえたうえで、同書は各鉱区の状況とその将来的価値、作業方法について述べている。また、現地の情報として、気候、労働力、木材、燃料、電力、輸送、郵便・電信設備、通貨・銀行施設に言及している。労働力にかんしては中国人、高麗〔朝鮮〕人、ロシア人、モンゴル人労働者を容易に得ることができ、鉱山労働者は日当35セントで雇うことが可能であると記される。なお、1913年頃、ハルハの18の鉱山には2,665人の労働者がいたが、その内訳は89.1%が漢人、8.2%がロシア人、2.5%がモンゴル人であったという¹⁵。また中国人労働者のなかでも山東、天津出身者が有能であると評価されていた。

「結論」では、今後のさらなる金鉱開発の可能性が示唆され、また、モンゴロル金鉱を運営する上で、労働者への給与と現地支給を、銀建てで支払うことが重要であると強調されている。この記述の背景には、労働者の多くが、銀を正貨とする中国人であることに加えて、当時の国際的な銀安の傾向から、会社側に為替差益が生じることが考えられる。

以上、同書の内容をもとに、モンゴロル社の概要について概観してきた。同書の記述の多くは概略的なものにとどまるが、モンゴロル社の変遷や、そしてモンゴル政府に対する鉱山税や各鉱区の金産出額などが記されている点は、モンゴル側の史料にはあまり見られず、重要であろう。また、同書の存在は、20世紀初頭のモンゴルの資源に対して、中国やロシア、日本のみならず、アメリカが注目していたことを指し示しており、当時のモンゴルの位置づけを再考するうえで、貴重な資料といえるだろう。



写真1 旧モンゴロル社 (2012年9月 筆者撮影)

注

- 1 現在のモンゴルにおける鉱山開発の状況については、下記を参照されたい。鈴木由紀夫「鉱業と土地・水資源」藤田昇・加藤聡史・草野栄一・寺田良介編『モンゴル：草原生態系ネットワークの崩壊と再生』京都大学学術出版会、2013年。棚瀬慈郎・島村一平編『草原と鉱石－モンゴル・チベットにおける資源開発と環境問題』明石書店、2015年。
- 2 張以誠、劉昭民(2012)『中国近代礦業史綱要』北京、気象出版社、56頁。
- 3 The Peking-Mongolor Mining Company, *Report on the Mongolor Gold Concessions in the Tushetu Khan and Tsetsen Khan Aimaks, Outer Mongolia*, Peking, 1921. 漢語名は『外蒙古圖什圖車臣兩汗蒙古金鑛公司報告書』、The Hoover Institute Library 所蔵。
- 4 Mei-hua Lan (2000), "China's 'New Administration' in Mongolia", Stephen Kotkin, Bruce Elleman (ed.), *Mongolia in the 20th Century: Landlocked Cosmopolitan*, M.E.Sharpe, Armonk, New York, London, England, 44p.
- 5 [出版者不明]『清国内蒙古喀喇沁王部鉱業調査報文』1906年。
- 6 支那鉱山関係雑件 蒙古ノ部 外国関係 1.庫倫金鉱 (アジア歴史資料センターRef.B04011115100)。
- 7 Лонжид(2002), *Монгол улсын санхүүгийн албаны түүх*, Улаанбаатар.
- 8 http://www.archives.gov.mn/index.php?option=com_content&view=article&id=866:-22-&catid=1:latest-news&Itemid=1 (“Монголор” хэмээх Оросын алт малтах газарт Монгол Улсын алтны уурхайг ашиглуулахаар Хүрэн дэх Оросын консултай хэлэлцэж тогтоосон 22 зүйлтэй гэрээний тухай .2016 /2/22 閱覽)。同史料はモンゴル中央文書館所蔵である。
- 9 Лонжид(2002), *Монгол улсын санхүүгийн албаны түүх*, Улаанбаатар, 80-83 дахь тал.
- 10 МУУТА(Монгол улсын үндэсний төв архив). ФА2-Д1-ХН105. この文書史料に日付は記されていないが、ロンジド氏は同規則が1913年11月19日に制定されたとする。Лонжид (2011), “Монголын татвар ба алт”, *Монгол улсын санхүү эдийн засгийн албаны 100 жил, сангийн анхны сайд Г.Чэгдаржавын мэндэлсний 140 жил*, Мөнхийн Үсэг ХК, Улаанбаатар, 35 дахь тал.
- 11 Alicia Campi , R.Baasan (2009), *The Impact of China and Russia on United States-Mongolian Political Relations on the Twentieth Century*, The Edwin Mellen Press, p.89.
- 12 同書に記される鉱区は下記の通りであるが、下記以外に未分類のものがある。Iro, Burlo, Adjir, Tirildja, Verya, khaganatui, Buguntai (Tologoi), Yalbik, Kudala, Kuitun, Tzurkhudzun, Arkingol, Ulentui, Ulan-tolgoi, Mogoi, Narin Khaganatui, Ihke Henguchi, Nelkha, Kozulika, Dzoun-Modo.
- 13 なおロンジド氏は、ロシア語史料に基づき、モンゴル社の金採掘を下記のように記しているが、同書の記述と概ね一致する。1913年:38 プード(1 プード=16.3 キログラム、619.4kg)、1914年:18 プード(293.4kg)、1901—1919年の総額:606 プード (9877.8kg)。Лонжид(2002), 91 дахь тал。
- 14 Лонжид (2002), 21, 80 дахь тал。なおロンジド氏は文書史料に基づき、1912年に鉱山税収入のうち4割がボグド・ハーンの収入となり、6割が国庫収入とする勅令が下されたと述べている。それゆえ鉱山税のすべてが国庫収入となったわけでないと考えられる。
- 15 Лонжид (2011), 38 дахь тал。